

◎茨城県国土利用計画審議会委員からの意見への対応

	意見	<p>[山形会長] ・「少子高齢化社会」に対する方針内容が薄い。 都市部と過疎地域では、少子高齢化の影響の現れ方が違うため、そうした点をより分析的かつ具体的に書いて欲しい。公共交通についても、都市部と過疎地域では、対策が違う。 ・高齢化に対しては、「高齢者の交通安全対策」について触れて欲しい。</p>		
1	対応	<p>「第2章 県土利用の基本方向」の「2 県土利用の基本方針」の「(1)適切な県土管理を実現する県土利用」の1段落目を修正</p> <p>【旧】 一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。</p>	<p>【新】※P6, 下から1行目からP7, 9行目まで 一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、地域ごとの状況や課題を踏まえ、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農用地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案した対応を進める。特に、人口減少・高齢社会に対応した生活基盤としては、日常生活に必要な移動手段を確保するため、都市や農山漁村など地域の実情に応じ、市町村等が運行するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどに加えて、地域が主体となった移送サービスなど、多様な生活交通の導入を促進するとともに、交通安全施設の整備等により、安全な道づくりを推進する。</p>	<p>【根拠計画等】 ●いばらき未来共創プラン 目標3 住みよいいばらきづくり 政策2 人にやさしい快適な生活環境づくり 施策① 人口減少社会に対応した生活基盤の確保の主な取組の3 政策1 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり 施策② 高齢者が安心して暮らせる社会づくりの主な取組の6</p>
2	対応	<p>「第1章 県土利用の状況と基本的条件の変化」の「2 県土利用をめぐる基本的条件の変化」の「(2)自然環境の保全と活用の重要性」を修正</p> <p>【旧】 自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災・生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。</p>	<p>【新】※P4, 21行目から27行目 自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、自然が持つ多様な機能を積極的に評価しながら、持続可能で豊かな暮らしを実現する基盤として、その保全と活用を図ることが重要である。 特に、地球温暖化に伴う気候変動は、県土の自然環境に広く影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、再生可能な資源・エネルギーの利用や排出された廃棄物の循環的な利用を促進することなどにより、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが重要となる。</p>	<p>【根拠計画等】 ●第五次国土利用計画(全国計画) 1. 国土の利用に関する基本構想 (1) 国土利用の基本方針 イ 本計画が取り組むべき課題 (4) 自然環境と美しい景観等の悪化 ●いばらき未来共創プラン 目標3 住みよいいばらきづくり 政策4 人と自然が共生する持続可能な環境づくりの将来像の1及び2</p>
3	対応	<p>「第2章 県土利用の基本方向」の「1 県土利用の基本目標」の最後段を修正</p> <p>【旧】 また、時代の潮流の変化を展望し、「人が輝く元気で住みよいいばらき」づくりが展開される場として、県内外の交流・連携の活発化などにより、県土の魅力を総合的に向上させるため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施しつつ、自然環境や美しい景観等の保全を図り、また、高度なものづくり産業や最先端の科学技術の集積や陸・海・空の広域交通ネットワークなど優れた地域資源を最大限に活用できるよう、県土の有効利用と適切な維持管理を図るものとする。</p>	<p>【新】※P6, 18行目から25行目まで また、このような県土環境のめまぐるしい変化の中においても、「人が輝く元気で住みよいいばらき」づくりが展開される場として、健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくりを目指し、自然環境や美しい景観等の保全を図り、水や緑に親しめる環境づくりと自然環境保全の意識啓発を推進する。 さらに、県内外の交流・連携の活発化などにより、県土の魅力を総合的に向上させるため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施しつつ、高度なものづくり産業や最先端の科学技術の集積や陸・海・空の広域交通ネットワークなどの優れた地域資源を最大限に活用できるよう、県土の有効利用と適切な維持管理を図るものとする。</p>	<p>【根拠計画等】 ●いばらき未来共創プラン 目標3 住みよいいばらきづくり 政策4 人と自然が共生する持続可能な環境づくり 施策④ 生活に身近な自然環境の保全と活用の主な取組の6</p>
4	対応	<p>「第2章 県土利用の基本方向」の「2 県土利用の基本方針」の「(5)多様な主体による県土の県民的経営」を修正</p> <p>【旧】 特に、県土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを受受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。</p>	<p>【新】※P9, 24行目から29行目まで 特に、県土管理や安心・安全を実現する県土利用については、県民・NPO・行政等が連携・協働し、自助・互助・共助・公助が適切に組み合わせられた助け合いの仕組みづくりに努めるなど持続可能な地域コミュニティの形成を支援することが必要である。 このような地域主体の取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。</p>	<p>【根拠計画等】 ●いばらき未来共創プラン 目標3 住みよいいばらきづくり 政策2 人にやさしい快適な生活環境づくり 施策③ ともに助け合う社会づくりの主な取組の1及び2</p>

5	意見	[山形会長] 森林地域における「 <u>生物多様性の保全</u> 」について追加して欲しい。			
	対応	「第2章 県土利用の基本方向」の「3 五地域の土地利用の原則」の「(3)森林地域」を修正	【旧】 特に、平地林や里山林においては、地域住民等による身近な緑としての保全・整備を促進するとともに、多様な動植物が生息・生育する森林については、次世代へ引き継ぐべき貴重な財産として、適正な維持と自然環境の保全を図るものとする。	【新】 ※P11, 下から2行目からP12, 2行目まで 特に、平地林や里山林においては、地域住民等による身近な緑としての保全・整備を促進するとともに、多様な動植物が生息・生育する森林については、 <u>生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用に向けて</u> 、次世代へ引き継ぐべき貴重な財産として、 <u>適正な維持と自然環境の保全</u> を図るものとする。	●いばらき未来共創プラン 目標3 住みよいいばらきづくり 政策4 人と自然が共生する持続可能な環境づくり 施策④ 生活に身近な自然環境の保全と活用 の主な取組の5
6	意見	[柳下委員] 基本方針の(3)安全・安心を実現する県土利用について、県の方針をより具体的に書いて欲しい。			
	対応	「第2章 県土利用の基本方向」の「2 県土利用の基本方針」の「(3)安全・安心を実現する県土利用」の1段落目を修正	【旧】 安全・安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。	【新】 ※P8, 19行目から27行目まで 安全・安心を実現する県土利用については、 <u>各研究機関や各大学との連携を強化しつつ</u> 、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、 <u>地震、風水害、土砂災害等の災害リスクの把握及び周知を図ることを基本とする</u> 。特に、 <u>大規模地震発生時への対策を進めるため、地震被害想定</u> の調査、さらにそれを基にした被害状況を予測できるシステムを構築し、 <u>初動対応や県民への意識啓発等に活用するほか、風水害、土砂災害等に対するハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施等を促進することにより、県民の防災意識の向上を図る</u> 。 また、 <u>災害リスクの高い地域については、建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮しながら、土地利用を適切に制限することが必要である</u> 。	【根拠計画等】 ●茨城県国土強靱化地域計画[案] 第4章 本県における国土強靱化の推進方針 1 個別施策分野の推進方針 ⑦ 国土保全 の「津波対策」及び「総合的な土砂災害対策の推進」 2 横断的分野の推進方針 ③ 研究開発 の「県内の各研究機関や各大学との連携強化」及び「大規模地震発生時の地震被害想定」
7	意見	[望月委員・久保田委員] 元々は宅地であったが、現在は雑地や荒地など空き地のままで放置されている。そうした土地について、 <u>県としてどのように利用していくのか</u> 、という視点も必要である。			
	対応	「第2章 県土利用の基本方向」の「2 県土利用の基本方針」の「(1)適切な県土管理を実現する県土利用」の最終段を修正	【旧】 さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。	【新】 ※P7, 26行目から30行目 ← <u>全域的な空き地利用の方策</u> さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、 <u>特に、空き家や空き地など低・未利用地に関して、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、特に、防災、衛生、景観等の観点から、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である</u> 。	→庁内関係課と調整の上で修正・追加
		「第2章 県土利用の基本方向」の「2 県土利用の基本方針」の「(1)適切な県土管理を実現する県土利用」の1段落目に文言追加	【旧】 集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。	【新】 ※P6, 下から2行目から1行目 ← <u>都市部における空き地利用</u> 集約化する中心部等では、 <u>空き家や空き地など低・未利用地を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る</u> 。	→庁内関係課と調整の上で修正・追加
		「第2章 県土利用の基本方向」の「2 県土利用の基本方針」の「(4)複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」の3段落目に文言追加	【旧】 また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見出すことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。	【新】 ※P9, 13行目から18行目 ← <u>中山間地域における空き地利用</u> また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地や手入れが遅れ荒廃した森林、 <u>空き地など低・未利用地等</u> については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見出すことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。	【根拠計画等】 ●茨城県森林・林業振興計画(2016-2020) II 施策の展開方向 2 機能豊かな森林づくりの推進 (1) 森林の公益的機能の強化と県土保全対策 ①間伐や広葉樹等の植栽による林相の改良と山地災害の未然防止

◎市町村・庁内関係課からの主な意見への対応

1	意見	「第2章 県土利用の基本方向」の「3 五地域の土地利用の原則」の「(2)農業地域」に記載されている「高付加価値農業の推進」は、土地利用に関する事項ではないため、削除したほうがよい。		
	対応	意見を踏まえ、「高付加価値型農業の推進」については削除し、本県が重点的に取り組んでいる「ほ場の大区画化」を追加 【旧】 特に、農地の有効利用を図り、荒廃農地の発生防止及び解消をするため、荒廃農地を再生利用する取組を進めるとともに、農地中間管理事業等により、意欲ある担い手への利用集積を推進する。その他、基盤整備事業による優良農地の確保に加え、高付加価値型農業の推進を図るとともに、市民農園としての利用など多様な農用地の利用により農業空間の維持を図るものとする。 【新】 ※P11, 9行目から13行目まで 特に、農用地の有効利用を図り、荒廃農地の発生防止やその解消のため、荒廃農地を再生利用する取組を進め、また、農業生産基盤整備事業によるほ場の大区画化などにより、優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業等により、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を推進する。その他、市民農園としての利用など多様な農用地の利用により農業空間の維持を図るものとする。 【根拠計画等】 ●茨城農業改革大綱(2016-2020) 第7 分野別の施策展開 2 安全・安心への対応と生産を支える基盤づくり (4) 水田・畑地の基盤整備		
2	意見	都市農業振興基本法(平成27年4月施行)、都市農業振興基本計画(平成28年5月閣議決定)により、土地利用計画における都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へ転換し、計画的に農地を保全することが必要とされたため、その点について追加して欲しい。		
	対応	意見を踏まえ、「第2章 県土利用の基本方向」の「3 五地域の土地利用の原則」の「(1)都市地域」のアを修正 【旧】 市街化区域(都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域をいう。以下同じ。)においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮するとともに、既存ストックの有効活用に重点をおきながら、市街地の整備、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備等を計画的に推進することにより都市機能の集積を図る。 また、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。 【新】 ※P10, 21行目から28行目まで 市街化区域(都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域をいう。以下同じ。)においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮するとともに、既存ストックの有効活用に重点をおきながら、市街地の整備、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備等を計画的に推進することにより都市機能の集積を図る。 また、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。さらに、環境の保全、防災など都市農業の多様な機能を発揮する農地について、有効な活用及び適切な保全を図るものとする。 【根拠計画等】 ●都市農業振興基本計画 第2 都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保 (2) 生産施設の整備 ① 生産性の向上に向けた取組への支援		
3	意見	・「第2章 県土利用の基本方向」の「3 五地域の土地利用の原則」の「(2)農業地域」の農用地区域の他用途への転用については、現実的には転用されている例が多くあるため、「転用は行わない」という表現は適切でないのでは。 ・同箇所について、農用地区域を除く農業地域内の農用地と同様に、「都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合等を除き」を追加し、例外的な転用を含んだ表現にしてはどうか。		
	対応	意見を踏まえ、「他用途への転用は、原則として行わない」と修正する。 ※農用地区域は、農業生産の基盤として特に確保されるべき土地であること、及び農用地区域を除く農業地域内の農用地と記載内容を区別する必要があることを踏まえ、限定かつ例外的な転用のみを認める「原則として」の追記とする。 【旧】 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることに鑑み、他用途への転用は行わないものとするとともに、区画整理等の農業生産基盤の整備を計画的に推進する。 【新】 ※P11, 18行目から20行目 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることに鑑み、他用途への転用は、原則として行わないものとするとともに、区画整理等の農業生産基盤の整備を計画的に推進する。		→庁内関係課と調整の上で修正・追加
4	意見	「第2章 県土利用の基本方向」の「3 五地域の土地利用の原則」の「(3)森林地域」の保安林の他用途への転用については、「保安林の転用に係る解除の取扱要領」(平成2年6月11日 林野庁長官通知)で条件付きの解除を認めているため、「原則として行わない」と修正したほうがよい。		
	対応	意見のとおり修正する。 【旧】 保安林(森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定による保安林をいう。以下同じ。)の区域については、県土保全、水源涵養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることに鑑み、その積極的な配備と適正な管理を進めるとともに、他用途への転用は行わないものとする。 【新】 ※P12, 3行目から7行目 保安林(森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定による保安林をいう。以下同じ。)の区域については、県土保全、水源涵養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることに鑑み、その積極的な配備と適正な管理を進めるとともに、他用途への転用は、原則として行わないものとする。		→庁内関係課と調整の上で修正・追加